



会長 武川 毅
幹事 千葉 正宏
会報 猪股 育夫
 例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2797回例会 2021.11.18 No.14

本日の出席率

・本日の出席率 63.2%

ニコニコボックス

- ・武川毅会長 本日の及川富男会員のスピーチ、毎回、税務関係のお話、興味深く拝聴しております。少しずつ改正されており、コロナ禍の中財政を考えると納税の大切さがわかります。よろしくお祈りします。
- ・及川富男会員 本日、令和3年で2回目のスピーチです。よろしくお祈りします。
- ・飯塚仁哉会員 及川富男会員のスピーチは、計理に関する参考になるお話でしょうね。
- ・佐藤幸一会員 及川富男会員のスピーチ、大いにご期待いたします。
- ・江川元徳会員 ロータリーの目的、第4「国際理解、親善、平和を推進すること」なかなか簡単ではない。
- ・八谷郁夫会員 及川富男会員のスピーチ、よろしくお祈りします。
- ・千葉吉男会員 高田次雄会員、11月15日ホールインワン大変おめでとうございます。
- ・菅野幸一郎会員 及川富男会員のスピーチ、楽しみにしております。
- ・遠藤光則会員 11月15日(月)高田次雄会員が、一関カントリークラブでホールインワンをしました。おめでとうございます。おめでとうございます。
- ・小野寺伸浩会員 野球大会が土・日に開催されます。感染防止対策をとりつつ観戦したいと思います。
- ・及川昭宏会員 及川富男会員のスピーチ楽しみにしております。よろしくお祈りします。

- ・千葉正宏幹事以下 本日のスピーチに期待して。
 佐竹孝行会員 猪股育夫会員 佐々木源悦会員
 岩瀬正彦会員 熊谷敏明会員 高橋利光会員
 布施孝尚会員 富士原裕子会員 杉田広仁会員
 佐藤哲弥会員 二階堂恭子会員 志賀昭洋会員
 以上、ありがとうございます。

会長要件 武川毅会長

先週は菅野幸一郎会員のスピーチありがとうございました。自分の行ったことのない地域の話は大変興味深く聞かせていただきました。また機会があればお祈りしたいと思います。

今度の土曜日、日曜日と佐沼ロータリークラブ旗争奪・登米市少年少女野球大会が開催されます。参加される生徒さんの行事が集中していると言うこともあり、前年度より少ないチームの参加になるそうです。ピッチャーの1日の投球数を考慮して、前年通り2日間に渡って開催することとなりました。良いプレーをしていただきたいと思います。

10歳、11歳というのは、個人差はありますが、親から精神的に自立して行動が出来る年齢だと聞いております。野球だけでなく勉強や社会生活においても、いろんな意味で自分のことは自分で決めていけるような年齢だということです。

このロータリーの野球大会が、子供たちの将来に良い経験になってくれればと願っております。

幹事報告 千葉正宏幹事

- ・ガバナー事務所より
 R L I 研修パートⅡ修了証が届く
- ・ガバナーエレクト事務所より
 次年度地区組織役員・委員の就任依頼が届く
 佐々木源悦会員 米山記念奨学会委員会委員

- ・登米市社会福祉協議会より
 「ふれあいクリスマス会」実施に伴う後援の依頼
- ・本日、次年度の理事選を行います。

各委員会報告

- ・青少年奉仕委員会（志賀昭洋委員）
 11月20日(土)・21日(日)、少年少女野球大会を開催いたします。20日(土)は自由参加ですが、21日(日)は閉会式を執り行いますので、多くの方々の参加をお待ちしています。尚、車は路上に駐車しないようお願いします。

今週のスピーチ

「インボイスについて」 **及川富男会員**
 インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートします。本年度10月から登録が始まります。

インボイスは、送り状のことです。引き継ぎという形になります。次から次へと私の消費税はいくらですよと引き継いでいく送り状という意味でとらえていただければいいと思います。

今までは8%、10%という単一税率で必要なかったのですが、複数税率になるとどうしてもややこしくなるということになってきました。平成28年度の税制改正でインボイスをやることが明確に決められ、令和5年10月1日から、消費税のルールが新しくなります。そのルールで、税務署のインボイス発行事業者登録簿に登録され事業者だけが発行できる請求書や領収書などのことを「インボイス」と呼んでいます。インボイスの正式名称は「適格請求書等」です。請求書のほか、納品書、領収書、レシートなども含まれています。

今までの請求書との違いは、登録番号を書くこと、それぞれの適用税率、税率ごとの消費税を書くことです。インボイスを受け取った人は書き加えてはいけません。必ずインボイス発行事業者が修正しなければなりません。

消費税は、消費者が負担する税金です。しかし、消費者が直接納めているわけではなく、消費者の手元に届くまでの流通過程にいる事業者が消費税を納めています。

- 〔例〕
- ①事業者が消費税を預かる
 生産者はレストランに食材を納品したときに、レストランオーナーから消費税1,600円を預ります。
 レストランオーナーは消費者に料理を提供したときに、消費者から消費税5,000円を預ります。
 - ②「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて納める。
 生産者は、レストランオーナーから預かった消費税1,600円を納めます。
 レストランオーナーも消費者から預かった消費税5,000円から1,600円を差し引いた3,400円を納めます。
 この差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

預かった消費税 - 支払った消費税 = 納める消費税
 仕入税額控除

レストランオーナーが「仕入税額控除」をするためには、生産者に支払った消費税額がいくらなのか、税率は何%だったのか正確に知る必要があります。この正確な消費税額や適用税率を伝えるための手段が、インボイスなのです。末端の消費者には全く関係ありません。事業者の問題なのです。

これからは、インボイスでなければ仕入税額控除できません。登録事業者が発行したインボイスかどうか確認しないと結果として消費税の納入額が多くなる可能性があります。

インボイス発行事業者の登録は強制ではなく任意です。しかし、登録をしないと取り引き市場から、経済市場からはみ出されてしまう可能性があります。

登録は、税務署にインボイス登録センターがあり、そこでやっています。佐沼税務署でやっている訳ではありません。登録するためには、e-Taxまたは書面で「適格請求書発行者事業者の登録申請書」を納税地の税務署長に提出します。税務署による審査がありますが、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことがある事業者以外は、原則として登録を拒否されることはありません。インボイス発行事業者登録簿に登録された内容の一部は、国税庁のホームページで公表されます。税務署から事業者へ、登録番号（「T」と13桁の数字）が通知されます。

インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認される恐れのある書類を交付すると、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

登録申請期間は、令和3年10月1日～令和5年3月31日となっております。インボイス発行事業者の登録を取り消すこともできます。

消費税の免税事業者は、消費税の申告・納税が免除されていますので、インボイス発行事業者の登録を受けることは出来ません。しかし、「課税事業者選択」という制度を使って課税事業者になることで、インボイス発行事業者の登録ができます。

○複数税率がインボイス導入のきっかけ
 令和元年9月30日までは、日本の消費税率は1種類（8%）しかありませんでしたから、支払金額がわかれば、おのずと消費税額がわかりました。令和元年10月1日からは、飲食料品（酒類・外食を除く）の販売と新聞の定期購読は8%、それ以外は10%という複数の消費税率になり、税率ごとの消費税額を正確に伝える必要が出てきました。

しかし、令和元年10月1日の複数税率スタートと同時にインボイス制度を始めると混乱が生じる恐れがあったので、インボイス導入は複数税率スタートから4年後の「令和5年10月1日」からとされたのです。

— 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。

◎次年度理事決定者

- 大畑好司会員 佐藤哲弥会員 志賀昭洋会員
 菅原慶一会員 高橋利光会員 富士原裕子会員